

発議第 2 号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 3 0 年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 3 0 年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 9 年 7 月 7 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 帯田 裕 達

提 案 理 由

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善等の施策が最重要課題となっており、そのための条件整備は不可欠である。

については、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 3 0 年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための平成 30 年度政府予算に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であります。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書において、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること、1割はすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障がなされるべきであります。

よって、子どもたちの豊かな学びを実現するための条件整備は不可欠であることから、平成30年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 7 月 7 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣